

大分大学医学部附属病院医師労働時間短縮計画管理委員会内規

令和6年3月27日制定

令和6年医学部附属病院内規第1-8号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院人事労務委員会細則（令和6年医学部附属病院細則第1-6号）第10条第2項の規定により、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「医師労働時間短縮計画」という。）の作成、推進、見直し等を適正に行うために設置する、大分大学医学部附属病院医師労働時間短縮計画管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医師労働時間短縮計画の作成に関すること。
- (2) 医師労働時間短縮計画の推進に関すること。
- (3) 医師労働時間短縮計画の見直しに関すること。
- (4) その他医師の労働時間短縮に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長が指名する副病院長
 - (2) 内科系診療科の医師 若干人
 - (3) 外科系診療科の医師 若干人
 - (4) 医療技術部長
 - (5) 副薬剤部長 1人
 - (6) 副看護部長 1人
 - (7) 医学・病院事務部長
 - (8) 医学・病院事務部総務課長
 - (9) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長が指名する副病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他

やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。